

健康福祉常任委員会

平成19年12月12日

午前9時30分開会

於大口町役場第5委員会室

1. 協議事項

1. 議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
2. 議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について
3. 議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について
4. 議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について
5. 議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
6. 議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
7. 議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員 長	木野春徳	副委員 長	鈴木喜博
委 員	吉田正	委 員	酒井廣治
委 員	丹羽勉	委 員	土田進
委 員	倉知敏美		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鍬	副 町 長	社 本 一 裕
健康福祉部長	水野正利	福 祉 課 長	馬 場 輝 彦
こども課長	鈴木一夫	保 育 長	稲 垣 朝 子
保険年金課長	吉田治則	地 域 振 興 課 長	星 野 健 一
健 康 課 長	河合俊英	福 祉 課 長 補 佐	倉 知 千 鶴
保険年金課長 補 佐	吉田幸弘	地 域 振 興 課 長 補 佐	鵜 飼 嗣 孝

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
次長 佐藤 幹 広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(木野春徳君) それでは、皆さんおはようございます。

定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。

本当に時のたつのは早いもので、ことしもあと残り半月ということで、本当に皆さんには何かとお忙しい日をお過ごしのことと思います。

さて、本日は健康福祉常任委員会をお願いしましたところ、委員の皆さん方には全員定刻に御参集をいただき、ありがとうございます。また、酒井町長を初め関係職員の皆さんにも定刻御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまより健康福祉常任委員会を開会いたします。

去る6日、本会議において当委員会に付託を受けました8議案について、委員の皆様には慎重に審査をいただき、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが開会のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

酒井町長。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、皆様おはようございます。

委員長さんを初め健康福祉常任委員会の皆様方には早朝より御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議案でありますけれども、先ほど委員長さんの方から御報告がありましたように、12月6日に付託を受けられました8案件について御協議をいただくものであります。大変重要な案件であります。適切に御決定を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○委員長(木野春徳君) それでは、ただいまより付託議案の審査に入ります。

本会議において議案の提案説明を既に受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木野春徳君) 異議なしと認めます。

それでは初めに議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、質問はありませんか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(木野春徳君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 入・通院とも8歳未満から15歳に達する日以後の最初の3月31日までとありますが、15歳、いわば中学卒業前というふうに理解できるわけですが、これを15歳じゃなくて義務教育、中学卒業までというようなことはできないでしょうか。

○委員長(木野春徳君) 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） ただいまの御質問に対しましては、乳幼児医療の拡大を中学校卒業までというふうにうたっておりますけれども、条例の中で、年齢についてはゼロ歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までというふうでございますので、中学校を卒業するまでというか、そういうふうになるかと思えます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 年齢で制限すると。そういう表現は年齢でやるということで、義務教育終了というような表現じゃないということなんですね。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） あくまでも年齢ということで、たまたま都合で中学校へ行けなかったとか、中退されたとか、そういう方もまれに見えるわけですが、あくまでも年齢で今回条例改正しました。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） それから7条関係になると思いますが、通院は現物給付で、入院は1回払って後からいただくと、いわゆる償還払いですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 現行制度でいきますと、4歳から8歳未満までは入・通院とも償還払いというような形で行っております。今回の拡大によりまして、入院・通院ともに受給者証を発行しまして、現物給付という形で行っていきたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 入・通院とも、両方とも現物給付でいいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私は、この説明の改正要旨の最初のページ、全体の7ページのところでございますけれども、ここの第2条関係というところで質問しますが、この中に福祉医療費支給優先順位というのがありまして、この子供の医療費、それから障害者、母子家庭等に係る規定を設けるため、未就学児及び就学児を定義するというふうにあるわけですが、この優先順位というものはいかなるものなんでしょうか。この点、まずお答えいただけますか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 福祉医療費の支給に関しましては、優先順位、乳幼児、障害者、母子家庭という順番でありますけれども、これはいろいろ議論がございまして、愛知県の福祉医療制度の見直しの中でもこの優先順位で、今回、乳幼児医療の拡大に伴いまして受給者証を発行するとか発行しないとか、そういうような議論の中で、最終的にはそれぞれの市町村の裁量にゆだねるということでございますので、子供医療が、例えば未就学児まで優先をして、小学校へ入ったら障害者の方は障害者医療を受けていただくというような形で進めたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 例えば中学校を卒業された段階で、その子が障害者であれば、今度は障害者医療になるし、それから障害者ではなく、御家庭が母子家庭の方であれば、それは母子家庭の医療になるということですよ。

そこでちょっと尋ねたいんですが、母子家庭医療の場合は、たしか18歳で打ち切りだったんじゃないかというふうに思うんですね。要するに、今大体高校や専門学校等々へ進学される方が95%ぐらいなんですかね。愛知はとにかく低いんですけど、大体のお子さんが中学校を卒業して進学されるということなんですけれども、母子家庭の医療費の場合については、18歳に到達する月末でもって打ち切られてしまうものですから、現実にはまだ高校生の途中で打ち切れちゃう、そういうことだそうでもあります。ですから、これも今の乳幼児医療費の支給条例に合わせて、母子家庭の場合は18歳ですね。18歳に達する日以降の最初の3月31日まで該当させるということも、これから視野に入れていただきたいと私は思うんですけども、制度によって該当する期間が違ってきちゃうものですから、どっちにしてもね。だから、そこら辺は整合性を持たせたらどうかなあと思うんですが、今すぐお答えいただけない、これは政策的な問題だと思うんですけども、検討すべき課題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 今回、大きな医療制度改革を大口町としても行っているというふうに思っておりますけれども、そこら辺の話は、今回は今の見直しの水準でとどめるということで、御理解を賜りたいと思っておりますけれども。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ぜひ検討してください、この点については、18歳ぐらいになってくると、そんなに医療費がかかるわけではないと思うんですね。前もお尋ねしましたけれども、ゼロ歳が一番たくさんお医者さんにかかるんですね。とにかく生まれた直後、本当に生死を分けるようなことがあります

すとたくさんお金がかかる。だんだんお金がかからなくなってくる。そういうことですので、それを18歳の3月31日まで、こういう順番でやっていくということであるのならば、そんなに私はお金がかかる問題ではないというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきますようによろしくお願ひします。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにないですか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 5条関係ですけど、申請により医療費受給者証を交付すると、こう書いてあります。連絡徹底の方はどういうふうに、ちょっと補正も組まれておるようですが、どのように皆様方に御連絡されるか、お尋ねします。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 周知の關係の御質問でございますけれども、広報等は2月号で住民の方に周知をしていきたいと思っております。

また今回、ゼロ歳の方から15歳の方まで全員に受給者証を発行ということになりますので、中学校、小学校、そこら辺も通じましてPRをしていきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） やれることは当然やっていたかかないかんですけど、うちのところだと例えば新しくお見えになった方、本当にまだ近隣との接触もほとんどないという方もお見えになる。そういう方たちにも徹底して周知をされますようお願いしておきます。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） そこら辺は万全を期したいと思います。当然申請に基づきというふうになっておりますので、該当する保護者の方へはダイレクトで御案内を出して、そこら辺を周知したいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 関連質問ですが、今回の場合は一方的に該当者に交付するということではできないんですか。改正のときは例外として、申請がなくても一たん受給者証を交付する。ふだんのときは申請に基づいてやっていただければいいと思うんですが、例外的にそういう措置はとれないんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 今回そういうふうで、これはことしの4月1日現在の対象ですけども、3,880名ほどお見えになります。その方に受給者証を発行していくという形ですので、御案内す

るときに、当然申請書を同封しまして送っていただく。そのかわりに受給者証を送るというようなことを今考えております。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないようですので、採決に入ります。

議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第64号は可決すべきものと決定いたします。

続いて議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 一時的に政策的に凍結ということがとられるようですが、この条例が廃止になりますと、73歳、74歳の人が軽減されるのがなくなるということになりますけど、廃止した後、国の政策は別としまして、73歳、74歳の人への救済措置はどのように考えてみえますか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 救済措置というのは、現在のところは考えておりませんが、今回の老人医療制度の廃止につきましては、高齢者の医療費が、高齢化の進展によりまして、医療の高度化により年々増大しているというような状況の中で、あくまでも世代間の負担の公平化を図るということで、将来、持続可能で安定的な医療保険制度を構築していくということが目的でありますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、来年4月から1年間の凍結というのもございますけれども、その先、21年度はどうなるかということも不透明でありますので、そこら辺、国の動向を見守っていきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 国の政策は、こんなこと言っているかわからないですけど、選挙絡みが多分にありますので、選挙が終わると凍結解除というようなことも考えられます。ですから、今老人医療費が増大するというので、いわば年寄り切り捨てというような意味にもとれます。73歳、74歳の人が数字的にどのぐらい見えるかわかりませんが、やはり福祉の後退というようなことになってもいけませんので、ぜひとも73歳、74歳の人については何らかの救済措置を要望したいと思います。要望でございますので、答弁は結構でございますけど、やはり親があって今我々があるわけですので、

そういう後退するような施策については考え直していただいて、ぜひ救済の措置を前向きに検討をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 73歳、74歳の高齢者が、今度は2割になるんですね。要するに70歳以上74歳の人が2割になるということですね。この老人医療制度があるものですから、73歳、74歳の方は、もしこの制度があれば1割で済むということですが、今ちょっと手帳をめくって、何年生まれの人が該当してくるかなあと。73歳、74歳という何年生まれの人かと思ったら、昭和8年とか昭和9年ですね。あと昭和10年もちょっと入っているのかどうかわかりませんが、こういう人たちが73歳、74歳で該当しているということで、私ごとですが、私のおやじもおふくろも昭和8年生まれで、満で74歳で、来年になると75歳になるわけです。おふくろは1月生まれだものですから、この制度にそのまま乗っかっていけば、75歳の時点でそのままいけるわけですが、おやじは8月生まれですので、切れちゃうわけですね。新規では認めないということでもんね。

今まで75歳以上の人で該当している人については、引き続き、例えば福祉給付金制度で見ますよと。それが救済措置が何もないわけじゃないわけですね。部分的に福祉給付金制度で救済していく部分も、現在75歳になっている人についてはありますよということなんですけど、しかしこれから新たに75歳になる人については、そうした救済制度はないということになるんですね。3月31日をもって愛知県の制度もなくなり、それから大口町の制度もなくなりますので、そういうことになるわけですから、私は少なくとも町単独で老人医療費の助成については残すべきではないかと思います。

今、私ども共産党の出している「赤旗」という新聞があるんですけど、これの毎日の新聞の中には、岩手県の西和賀町という、昔は沢内村と呼ばれている、医療関係者ならどなたでも沢内村という名前を聞けばわかるまちですが、合併しまして今は西和賀町という名前になっておるんですね。大変山奥の町ですが、ここでは65歳以上の方について一定の限度額を設けて、それ以上の負担はしなくてもいいですよということを今も続けていらっしゃる、そういう町です。7,400人ぐらいの人口ですが、山の中ですので、高齢化率も大変高いところです。もともとは自己負担なしでずっとやってきたわけなんですけど、なかなかそういうこともできなくなって、一定の金額までの負担をお願いしますという形に今はなっているようでありますけれども、結局そういう制度を充実させたことによってどういうことが起きたかという、確かに全体の医療費そのものはふえるんですけど、1人当たりの医療費は減っていくんですね。なぜかという、早期にお医者さんに行って早目に治そうとしますからね。本当にひどい状況になってからお医者さんに行かれるというケースは少なくなってくる。そのことによって全体の医療費が減少していく、そういう状況があるようすけ

れども、こういうせつかくある制度をなくすことによって、さらにまた1人当たりの医療費が増大しかねない問題も私はあると思うんですね。医療費がこれから、今まで1割だったやつが2割になることによって、自分の懐と相談しながら医者に行くようになるわけですからね。

そういう意味では、やはりこの制度そのものは町単独でも私は残すべきじゃないかというふうに思います。そういう意味でね。なるだけ早期に悪いところ、当然このぐらいの年齢になってどこも悪くないという人は私はそうおらんと思うんです。どこかかんか悪くなってくるというのが人間だれしもだと思っただけですね。そういう意味では、やはりこの制度は早期治療する意味でも、残していかれた方がいいのではないかと思いますし、私自身、これを廃止するというのは非常に残念きわまりないものだと思います。町の見解があればお伺いしておきたいとします。

世代間の公平を確保するなどという答弁が本会議でも返ってきておりますけれども、そんなことでは済まない話だと思うんですね、現実には。ぜひ御見解を伺っておきます。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 医療費の個人負担につきましては、過去に我々公務員でも1割の負担で済んでおった時期もあったと思うんですが、今医療技術の進展とともに医療費も増嵩してくるという中で、それぞれの年齢に応じた自己負担を、これには国の負担もあるというふうに認識しておりますが、その中で20年4月から始まる新たな70歳以上への負担ということが要因かなと思います。

先ほど沢内村の件がありましたけど、私も過去に視察に行ったことがあります。ここは「3ない運動」というようなことをやってみえて、「ぴんぴんころり」といったボキャブラリーも有名になった団体であったかと記憶しておるんですが、今回の老人医療の廃止につきましては、同じ言葉になるかもしれませんが、適正な年代間の費用負担ということで進めていきたいと。

さらには、現行の福祉給付金制度、これは名称が若干変わりますが、この中で県の制度としては単身高齢者を切り捨てするという考え方もありますが、こういったことについては暫定措置もありますが、さらにそれ以降につきましては町単独施策で存続させていきたいといった考え方を持っております。そうした考え方をまとめる中で、改めて少し検討はしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ひとり暮らしの高齢者の福祉給付金制度、今度は後期高齢者福祉医療費給付制度という名前が変わるということですが、そうした後期高齢者という名前にしちゃいますと、73歳、74歳という人が実は該当してこないことになっちゃうんですね。だから、今の73歳、74歳に該当した人についても、やはりこの部分についてはきちっと今までどおりの医療費でいいよと。1割なら1割でいいよというような施策を町として持っていたきたいと私は思います。

先ほども質問がありましたけれども、大体この73歳、74歳というのは、通年ベース、平均でいいんですけれども、大体どのくらいの方がおられて、例えば2割負担になるうちの1割補助したとすると、どのくらいのお金がかかるのかという試算はされておられますか。ちょっとそこら辺も聞いておきたいんですが。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 医療費が1割から2割になった場合の負担の試算はしておりません。人数でございますけれども、現在318名の方がお見えになります。73歳、74歳の方で現在318名お見えになります。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 前半の部分の答弁はなかったわけでありましてけれども、ぜひこの制度そのものを維持し、むしろ発展させていただくことが、実は住民の皆さん方の健康を守っていく大きな施策ではないかというふうに思いますので、これにかわる施策がもしこれから検討されるのであれば、ぜひその御検討もいただきたいですし、でき得れば、この条例の廃止についてはやめていただきたいというのが私の希望でございます。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにないですか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないようですので、採決に入ります。

議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 賛成多数ですので、議案第65号は可決すべきものと決定いたします。

それでは続いて議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 障害者医療制度というのは、今具体的に何歳までが適用される制度ですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 64歳までであります。65歳になられますと、一定要件があれば老人保健制度の方で対応されます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そのとおりですね。65歳になると、一定要件があれば老人保健の医療受給者証

が来るということですね。今回の後期高齢者医療制度は一応75歳以上なんだけれども、しかし障害者の一定要件がある方については、要するに65歳に到達すると後期高齢者医療に今度は該当してくるということですね。

そういうことだとすると、例えば年金をもらってみえる方の中には障害年金をもらっていらっしゃる方もおられると思うんですけども、そうすると後期高齢者医療の保険料というのは一体どういふふうに徴収するんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 年金の順位はちょっと出ませんけれども、優先順位がございまして、たしか第1順位は老齢年金でしたかね。その順番で障害年金をもらってみえる方はそこから天引きとなります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今まででは障害者の方については、国民健康保険なりだれかの扶養家族なりしていたわけですけども、例えばだれかの扶養家族になっているような人については医療費だけを納めるというか、福祉給付金制度があるわけですから後から返してもらえたわけですけども、新たに障害者の方にも保険料を徴収するということが今回からなるわけですね。後期高齢者医療が発足すると。そういう理解でいいんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） ちょっと私の頭の中で整理できていませんけれども、多分障害年金の額にもよろうかと思えます。被用者保険の被扶養者になってみえる方は、来年の4月からは5割軽減、政府・与党の特別対策によりまして半年間凍結という形で、実際に保険料というのは20年の10月から発生をします。それから来年、その次の年の3月31日までの半年間、9割減ということで、実際には95%減額というような措置が講じられておりますので、そこら辺での保険料が取られるということがあります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私は、今まで障害者医療等に該当していた人は、例えば国保の人はまた別かもわからんですけども、少なくとも社会保険の扶養家族に該当している人については保険料は徴収されてきませんでしたよね。それが、今度老人保健法というのがなくなって、高齢者の医療の確保に関する法律、要するに後期高齢者医療に置きかわることによって、新たに保険料が徴収されるような人になってしまうという、ここら辺は今までと矛盾があるのではないかと思うんですね。ただでさえ障害のある方については、例えば働けない、また介護だとかそういうものについてもお金がかかる。

そういう中で、新たにまた保険料という形で徴収していくというやり方が、私は非常に過酷なものではないかというふうに思うんですね。

障害者自立支援法についていえば、始まってから半年後、去年の10月ぐらいでしたけれども、緊急の対策をされたということですが、私は障害者の方で新たに保険料が少なくとも発生していくような方については、町としても緊急対策というようなものもしていくべきではないかというふうに思うんですね。95%、要するに5%に減額されるというものの、しかし発生することについては変わりないんですよ。ですから、この部分については十分に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○委員(吉田 正君) 答弁がないようです。とにかくいろんな問題が出てくるんですよ。この障害者医療の問題についても、結局は後期高齢者医療絡みというところもあるんですが、本当に障害者の方に対しても負担がふえてしまう、そういう問題があるものですから、またこれ一般質問でもやろうと思っていましたけれども、五つも質問を出しているものだから、なるだけ委員会でもこなしていきたいというところもあるものですから、この部分ではこなしていきたいと思いますが、ぜひこちら辺の問題についてはまだ4月まで期間がありますので、十分に御検討いただきたいと思います。

また、その成果についても3月の折にでも質問しますけれども、ぜひ御検討いただきたい。それは要望にしておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長(木野春徳君) 酒井町長。

○町長(酒井 鎧君) 障害者施策については、先ほどもお話がありましたように、昨年10月に見直しをすると。「悪法だ」ということでありましたが、私どもも同じように考えたことがあります。大変大きな問題ですので、大口町で対応するというよりも、国・県でこういった方向の発言をしていきたいと思っております。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないので、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、採決に入ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第66号は可決すべきものと決定いたします。

それでは続いて議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について、質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 前の協議会の中でも発言させていただきましたが、この精神障害者の医療費支給条例というのは、精神障害に係る医療費を支給していくと。それ以外の障害については支給対象ではないという問題があります。私の身近な方でありますけれども、その方も別に精神障害の医療だけを受けてみえるわけではありません。こうした方については、歯が悪いというのは特に多いみたいです。障害のある方というのは歯磨きがなかなかできないということで、歯が悪い方というのは非常に多いんです。歯が悪くなるとどこが悪くなるかという、体の中が悪くなってくるという傾向にあるみたいです。歯医者さんいわく、芸能人がよく「歯が命」だなんていうことを言うんだけど、実際は芸能人だけじゃなく、皆さん方それぞれそうなんだよというお話も聞いたことがあります。

特にほかの障害者医療費については、すべての疾患を網羅しておるわけですが、残念ながらこの精神障害者の医療費支給条例については、私は他の疾病についても支給の対象にすべきではないかというふうに思うんです。

ずうっと以前にお伺いしたことがあるんですけど、精神障害ということで手帳を交付されておられる方というのは100人ぐらいお見えになるんですかね、大口町でも。大口町は2万人の人口ですが、かなりの方がこうしたことでさまざまな治療を受けておられる、また治療を受けていない人も多分おられるだろうというふうに思っています。そういう意味では、本当に治療を受けやすい環境にしていくためにも、この精神医療費の支給については疾病の範囲を拡大していく、そういう必要が私はあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこら辺では町はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 部長から提案説明もありましたように、今回、入院についてこれまで所得制限を設けておりましたが、今回の改正によりまして、その所得制限を廃止するというので、町としては一つ拡大をしたのかなあというふうに考えております。

精神障害者に関しましては、障害と医療との関係におきまして、精神障害者については積極的な治療を継続して受けることで障害が治癒、回復することが可能であるという点を重視しまして、ほかの身体とか知的障害者と大きく異なるということで、あくまでも全疾患ではなく精神ということで今回条例を制定させていただくものでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） おっしゃられることもわかるんですけど、治癒が可能であると。ただ、いつ治癒するのかというのは、多分お医者さんでもなかなかわからないことじゃないかと思うんですね。私の知っている人でも、もう十何年、あちこち病院に行っておられる方があるわけですが、なかなか治癒できずに、本人も早く治したいという気持ちもあって、そういう意味で悩んでおられる方も

おられます。さっきも申し上げたように、治癒が可能であることから、ほかの疾病については除外しているだけども、しかし、その精神疾患についても治癒すると同時に、ほかの病気についても治癒していただかないといかんわけですので、やっぱりこれはほかの疾病もあわせて対象にしていかないと、総合的に見ていかないといかんのじゃないかと思うんですね。

ましてや、働ける人ならまだいいんですけども、働けなくて、障害年金しかもらっていないという人も実はこの精神疾患で通院や入院している人の中にもおられるわけですよ。そういう意味では、医療費を助成していくべきではないかと私は思うんです。ほかに収入がなく、本当に障害年金だけで頑張っておられる人があるわけですので、そういう方の生活を支える意味でも、ほかの疾病も該当させてほしいと思うんです。

この近隣ではないような御答弁が以前あったんですけども、北名古屋市などではたしかほかの疾病についても該当させているというような回答があったわけですけども、そういったところも十分検討していただけたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 今回、あくまでも精神のみという形で条例を制定させていただいておりますが、精神については医療そのものの治療費がかなりかかるという中で、あくまでも町としましてはこの部分を重点的に助成をするという方向で進めていきたいと思っております。それについては、障害者自立支援医療の精神通院医療、現在150名ほどお見えになりますけれども、この方々に自立支援いたしておりますので、御理解賜りたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 自立支援がなかなか自立支援につながらんものですから、いろんな問題をはらんでおると思うんですね。母子家庭の皆さん方に対してもそうでしょう。今の児童扶養手当を国の方は支給開始から5年経過したら最高半額にしてしまうという、それもことしの4月からそういうことになるけれども、これは今政府の方もさすがに自立支援の部分がほとんど進んでいないものだから、先延ばししようという動きになっていますけれども、そういう意味では、やはり自立支援を本当に考えるのであれば、他の疾病についても助成していくべきじゃないかと思うんです。

今回、部長の答弁にありましたけれども、入院についての所得制限をなくすという点では、私は一つ前進かなというふうに理解させていただいておりますので、その点については了解するわけですけども、ぜひ今後、他の疾病についても十分御検討いただきたいと思っております。部長さん、どうですか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 一言で障害と言いましても、障害者自立支援法にありますように3障害というものがございまして、その中でも精神障害と他の心身障害、こういったものを比較しますと、

心身障害につきましては、障害の状況が固定しておるということで、これについての障害そのものが治るとことはあまりないというふうに理解しております。精神障害につきましては、治療によっては治る確率が高いということでございますので、まずはそれに取り組んでいただいて、早く社会復帰して、さらには就労に結びつけていただくという観点で今回条例を提案させていただいておりますので、そういう観点からも御理解を賜りたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) そこら辺の部分では平行線ですけど、また今後議論しましょう。

○委員長(木野春徳君) ほかにないですか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 9条の支給方法ですが、先ほどの障害者医療費支給条例も同じだったんですけど、通院は現物給付で入院は償還払いになっていますが、これ両方とも現物給付にするということはいかないんですか。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) 確かに受給者証を渡して現物給付というのが一番いいかもしれませんが、入院につきましては頻繁にということじゃないものですから、償還払いとしての請求行為も頻繁には発生しないということで、償還払いということでの対応をさせていただきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 丹羽委員。

○委員(丹羽 勉君) 入院ということになりますと、大分費用も高くなるものですから、そうすると償還払いにしますと本人が一時的には払わなきゃいけないということで、償還されるまでの間、やっぱり負担もかかりますので、数が少ないからというだけなら、できればこれも現物給付にさせていただいて、患者さんの負担を軽くしてあげることがいいなあと私は思いますので、ひとつこれも要望でございますが、できたらそういう方向への検討もお願いします。以上です。

○委員長(木野春徳君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではないので、議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 全員賛成ですので、議案第67号は可決すべきものと決定いたします。

次に議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 指定管理者制度については、9月18日に行われた健康福祉常任委員会の協議会のところで、指定管理者についてということで2枚ほどの資料が配られ、指定管理者の選定については11月下旬に結果が出、またその指定管理者との仮協定が12月の中旬に結ばれるという予定表等々も出されております。

私も、健康文化センターの関係とか、あと指定管理者の指定の手続に関する条例等々を読ませていただきましたが、まだまだ私自身理解ができない部分があるんですけども、例えば利用の許可というのが第10条に書かれています。これは「指定管理者は、利用施設等を利用しようとする者が」と書いてあるんですが、「公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理及び運営上支障があると認めるときは、利用を許可しない」というふうにあるわけですけども、例えば公の秩序、善良な風俗を乱すようなことを利用者がしなくても、例えば外部から乱すような妨害があるおそれがある場合、それはどういうふうに取り扱うんでしょうか、教えてください。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) 今の外部から乱すおそれ、ちょっと想定の間答というか、いろいろケース的には考えられると思いますが、ケース・バイ・ケースで指定管理者、あるいは町の担当部局等との関連で、そういった中でケース・バイ・ケースで対応するしかないかなと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) ここがたまに新聞などにもよく載る部分だと思いますよ。例えばある労働組合の団体がそこで集会を開くと。その集会をそんなところで開くのはやめよというような妨害が発生する、そういうケースというのは多々、私は新聞報道等でも見えますし、十五、六年前でしたか、一宮の市民会館などでもそういった状況を目の当たりにしまして、大変驚いたわけですけども、そういう場合の取り扱い、要するに施設を利用しようとする者は別に公の秩序を乱すわけではない。それから、風俗を乱すわけではない。そんな集会をやっているわけではないですからね。しかし、そういう場合に問題になるのは、外部から乱すようなことがある場合ね。これが一番問題に、こういうときにはなってくると思うんです。そういうものの取り扱いについてもこの指定管理者に、実はこの条例を読むと、町は出てこないですよ。町と相談してなんて言っていますけれども、指定管理者はそこで判断しなくちゃいけないんです、これをこのまま読むと。そこはどうなんですか。

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 確かに指定管理者に管理をゆだねるということではございますが、協定書の中でそういった部分、公の秩序の規定部分、そういったものは設けておりますので、町は一切その部分で発言ができない、意見を言えないと、そういう状態ではないと考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ということは、利用の不許可というのはだれが出すんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 一義的には指定管理者でございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そうすると、外部から乱すようなおそれがある、管理運営上支障があるような妨害がある場合は、指定管理者はどういう対応をとるんですか。それを教えてください。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） あらかじめ許可を出す段階において、そういったことが掌握できる状態であれば、当然町に相談すべきものであると考えます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私としては、外部が乱す、公の秩序や善良な風俗を乱すようなおそれがある場合であったとしても、施設を利用しようとする人が乱すわけではないわけですので、利用の不許可というのはできないというふうに私自身は判断するんですけども、町の見解はどうなんですか。ここに書いてあるとおりで運用していただけるわけですね。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 施設上はそういうことになりますが、他の部局といたしますか、外部の組織等もございますので、そういったところと協議できるものであれば協議していくことになるのではないかと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） それから第7条の関係ですけれども、指定管理者は次に掲げた業務を行うということで書いてあります。(3)健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務、これは指定管理者が行う業務だということで書かれております。それで、私よくわからなかったのは、平成19年9月18日の健康福祉常任委員会協議会に配付された資料3ですけれども、大口町における指定管理者公募の特徴はというのがああるんです。それを見ると、施設に係る修繕

料や保守点検委託料、使用量により変動する電気料、水道料等は町が費用負担し、指定管理者の事業運営リスクを軽減します。このことにより、施設管理による住民へのサービス低下（施設修繕の遅延等）を防ぎます。したがって、指定管理者は施設運営（トレーニングセンター・研修センター等）及び施設の維持管理等を行うこととなりますということで、ここに書かれておるわけですが、しかし、今度の条例を見ると、健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務ということで、当初受けてきた説明よりもより広い範囲でこの指定管理者に仕事をさせるのかなあというふうに私はこの条例を見て思ったわけですが、この点についてはどうなんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 募集要項の中の提案対象、町管理運営費におきまして、提案対象経費と提案対象外の区分がございます。といいますのは電気料、あるいは光熱水費、保守点検に係る費用等も含めて提案ということになりますと、すごく変動する部分があります。例えば電気料の見込みをどうするか、ガス料がどうかとか、そういったところを想定して提案してきますと、おのずとリスクを背負ってくることとなりますので、指定管理料そのものの提案に上乘せになってくるんじゃないかということを想定しております。ですから、そういった不確定要因はなるべく業者選定に当たっては除きまして、純粹にどのように施設を運用していくか、どういう新たな自主事業を設けるかとか、そういったものを提案していただく。それによって、その部分での比較検討をしやすいということで、あくまでも募集要項にある提案、対象内の経費と対象外の経費を分けたものです。ですから、施設管理事業については当然必要な費用ですので、そこは提案していただかなくても、事業としては仕様書の中で指定管理者の業務に含めますが、提案からはその部分は除くということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 全然わからんのですけど、私、今の説明を聞いていても。

この条例には、健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務と書いてあるんですよ。だから、当初の説明と食い違うんじゃないですか。指定管理者とはということで。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 募集要項の中にも、当然その部分は含めております。仕様書にもうたって提案しております。ですから、あくまでも提案対象経費、あるいは提案対象外の経費。提案をいただくに当たっての選考するための区分というふうに理解していただければと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） それがわからないんです。提案書というのがあるにしても、この条例には健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務とうたっているんですよ、指定管理者は次に掲げる業務を行うということで。だから、指定管理者は次に掲げる業務を行うんでしょう。施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務を行うんですよ、この条例では。しかし、当初の説明ではそういう説明はなかったんです。施設に係る修繕料や保守点検委託料、こうしたものについては町が費用負担しと書いてあるんです。こちら辺では、当初の説明と今回の条例とは矛盾するんじゃないですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 今の提案書、あるいは仕様書の中にも、その辺は明確に規定してございます。業務仕様書の中にそのあたりのところ、指定管理者が行う業務の範囲ということで施設のそういった部分というのは入ってございます。ですから、提案書と要項と違っているということとはございません。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） だから、当初受けた説明と違うと言っておるんです、私は。9月18日に資料ナンバー3で健康福祉常任委員会協議会というところで、指定管理者についてということで文書が出ているんですよ。そちらの方から出された文書ですよ。私が何もつくったわけじゃない。その1ページの一番下に、大口町における指定管理者公募の特徴はと書いてあるんですよ。公募の特徴ですよ。これに基づいて公募したんじゃないですか。全然その説明ではわからないんですよ。わざわざ議会で説明しておいて、公募の特徴はということで。しかし、その部分は仕様書の中に書いてありますとか言われても、さっぱり私には理解できないんです。

9月18日のときの説明では、施設に係る修繕料や保守点検委託料は町が費用負担しということが書いてあるということは、この部分については要するに町がやりますよということでしょう、保守点検とかそういうのはやるんだから。委託するんだから、町が。けども、この条例になると、健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務は指定管理者が行うと書いてあるんですよ。だから、食い違うんじゃないですかと言っておるの、私は。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 今、手元に当時の健康福祉常任委員会協議会に提出した資料を持っていないものですから恐縮ですが、包括的には指定管理者への委託料という形で払うということが、そういう意味合いの内容のものとして管理料とか保守点検委託料とか修繕料、そういったものがありますよということを例記されておるといふふうに解釈をいたしております。ですから、その辺のところの解釈の違いが、今の吉田正委員さんの疑問点かなというふうに受けとめております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 休憩をとって、これコピーして回してください、現物がなければ。

○委員長(木野春徳君) じゃあちょっと休憩しましょう。ちょうど時間も来ましたので、50分まで休憩とします。

(午前10時40分)

○委員長(木野春徳君) それではおそろいのようなので、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) すみません。ちょっと言葉足らずというか、説明不足で申しわけありません。

ページの一番下に公募する際の特徴はということで御理解いただきたいと思いますが、その中で、修繕料や保守点検料、それから先ほどの使用量により変更する電気料等、これは町が費用負担しとございますが、基本的には町が負担しますが、これは指定管理料に含めての負担という意味で御理解いただきたいと思います。町が直接支払う部分もございますが、こういった変動する部分については町がすべて持ちますという形です。指定管理者については、そういったことを想定しますと、事業によるリスクが大きくなりますので、そういった部分を抜くことによって指定管理者の事業運営のリスクを軽減すると。それによりまして住民サービスの低下につながらないようにということで、括弧にありますように、施設の修繕については町が持ちますので、速やかに対応できると。協議して、具体的には10万円以上は町と協議する、10万円以下については速やかに修繕をするよというような取り決めをしたいと思っております。そして、かかる費用については予算等は町の方で対応しますが、指定管理者が行うということでございます。

後段の「したがって」とございますように、指定管理者は施設運営及び施設の維持管理等を行うこととなりますということで、こちらについても後段にありますように指定管理の維持管理等は指定管理者で行っていただくということでございます。

ですから、条例と違っているということではなくて、当初よりそういった方針で募集を行っております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 費用については、指定管理者に委託する費用の中に保守点検料とかそういうも

のも含めて、要するに指定管理者に対してお任せをするよと、費用はちゃんとつけてお願いするということですね。その後、それをどこに点検委託に出すのか、清掃業務とかそういうものはどうするのかというのは、指定管理者に全部お任せしますよという意味ですね。

そういう意味で聞きたいんですが、指定管理者というのは、点検や清掃や保安警備、それから修繕、こうしたものをすべて指定管理者が一元的にやられるんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 一元的にという形になります。ただ、応募をする団体が単体で応募してみえる場合もありますし、トレーニングセンターの運営部分と管理部門の専門の業者が共同体を組んでという応募の仕方と2通りございます。ですから、町としては一体で指定管理を依頼するという形になります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 町としては、一体として依頼するわけですがけれども、指定管理者が他の会社等へ再委託するという事は考えられないんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 全体の委託というのは、総括的な委託は禁止しておりますが、個々の業務、例えばエレベーター、エスカレーターの保守点検業務、それから消防施設の点検業務とか、そういった個々には専門の業者があるかと思しますので、そういった個々の業務に関する委託というのは届け出をしていただいでできるという運用をしていきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そうした際に、要するに再委託されてしまう業務が多分ここに書かれている個々の点検とか清掃とか保安警備、こうしたものは受けられたところから恐らく再委託されてしまうような業務ではないかというふうに思うわけですがけれども、そうしたところがきちっと業務を行っているのかどうかということは、すべて指定管理者にゆだねられるということになるのでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） その団体の業務をどのようにしているか、運用、そういったものは指定管理者がチェックしていくことになります。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そこで安全面ということになってきますけれども、再委託されたことによって、安全面が損なわれるようなことが、ことでしたか去年でしたか、埼玉県のみじみ野市でしたか、プ

ールのふたがあいていた。そこへ子供さんが入ってしまってお亡くなりになられた、そういう事故があったわけですが、こういう事故がないようにしていかなくちやいけないと思うんですね。

この事故があった際も、一体だれの責任なのかということになってくるわけですが、今もそうでありますけれども、指定管理者というものが置かれることによって、またそこから再委託されることによって、一体どこに責任があるのかということが非常にあやふやな点があるのではないかと思います。非常に危惧をしております。

最悪の状況のことも考えて対応していくべきではないかと。単に費用が安く済むだとか、そういうことだけに着目して指定管理者に管理をさせない方がいいのではないかとことを思っています。それは、これを利用される側から見ると、そうした責任の所在が非常に不明確であると思うんですね。そのことが一番心配をするところです。その点においてはどうなんでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 何か事故等があった場合に、故意とか過失だとか、事例にもよろうかと思いますが、そういった場合は協定書である程度の本筋といいますか、基本的な部分というのは当然協定書の中に盛り込んでおります。それから、リスク分散の考え方ということで、社会情勢等の変化によるリスクをどこが負うかというような基本的な部分は、協定書の中に含めて協定していきたいということでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） それは町と指定管理者との間の問題だと思いますね。これが利用者の側から見た場合、果たしてどうかなあということを考えるわけであります。つい最近も、例のプールについては報道があったとおり、捜査の方がかなり難航しているような感じがしますね、一体どこに責任があるのかという問題については、そうすると、これからどんどん指定管理者というのは、今の社会情勢からするとふえてくるわけですが、そういう点では利用者からはわかりにくい施設がこれからどんどんふえていくということになっていくんじゃないかなと思うんです。

そういう点では、これは町の施設である以上、町がきちんと責任を持つんだということの方が、私は町民から見れば一つの大きな安心感が保たれるのではないかと思います。というふうに思うんです。

それからもう一つは、指定管理者の問題でいけば、そこで働く人たちの待遇ですね。そこまで管理をゆだねるということであるならば、指定管理者となったところで働いておられる方の待遇についても、やはりきちっとした対応をとっていきべきではないかというふうに思うんです。例えば人並みに2,000時間働いても、ワーキングプアと呼ばれるような年収200万円にも満たない賃金しか得られないようなことでは、町が指定管理して経費を安くできましたといって威張れるようなものではないというふうに思うんです。逆に社会的な目から見れば、新たなワーキングプアを生むような職場がふえて

しまったというようなことであってはならないと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（木野春徳君） 健康課長。

○健康課長（河合俊英君） 当然募集に当たっては関係法令を遵守してということは入っております。ちょっと今資料としてはないんですが、そういったところも当然入れておまして、選定に当たっても費用面だけではなくて、住民サービスの低下につながらない、住民サービスの向上も一つの大きな目標でありますので、その辺は十分注意していきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） だから、住民だけじゃなくて、そこに働く人たちの待遇も考えなくちゃいけないということだと思うんです、指定管理者を指定するということは。例えば町が直営で管理する場合においては、臨時職員も給料が低いわけですけども、しかし一定町の責任というものがその中で発生していると思うんですね、そこで働く人の待遇面において。しかし、指定管理者ということになると、そうしたところで働く人たちの待遇面においても指定管理者にゆだねられるということだと思うんですね。

例えば指定管理者のもとで大口町の住民も働くということもあり得ると思うわけですね。例えば江南のすいとぴあも今指定管理者になっていますけれども、話を聞いていると、江南市の業者だそうですけども、恐らく江南の市民の方も働いてみえるんだろうと思うわけです。大口町の福祉会館においても住民の皆さん方の住民パワーでやってみえると思うんですけども、私は今後はこうした指定管理者のもとで働く方の待遇面も十分勘案しながら、この業務をゆだねるということであるなら、そういうことも勘案しないといけないと思います。

そういう協定というのは多分結ばれてないんじゃないですか。費用さえ安くなればいいということだけを着目すると、私は社会的に見てもいろんな矛盾が実はこの指定管理者制度の中で噴出してくる問題だと思うんです。これだけ今は、まともに働いているのにワーキングプアという現象が現実起きているわけです。そうしたものを生むような指定管理者であってはならないと思います。そういう意味で、町としてはどういうふうに考えてみえるんですか。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 今の御質問の前に、指定管理者を導入するということによって管理運営上の責任の所在が不明確になるのではないかという御質問でございますが、指定管理者というのは私としましては請負ではないと。公の施設の管理を自治法の規定に基づいて、一定の業者にゆだねていくという法的な位置づけの中での契約上は委託になりますけれども、こうした点から考えますと、当然業者の側においてもこういった問題のないように日々研修していくということは必要であると考

えております。

次に、最低賃金、給料などについての確保という観点で御質問をいただきましたが、これにつきましては運営する側の給与体系、あるいは賃金体系についての考え方というのは一番優先されるわけですが、一般町民の立場からという観点での御質問でとらえますと、町民側から見ると、この施設は指定管理者制度を導入した施設であるということはなかなかわかりにくいと思うんですね。町の職員が管理しておるといった感覚じゃないかと思うんです。そういうことのないように、さらには指定管理者制度導入によってその施設の利用サービス低下にならないような制度の導入、こういったことが請負業者と行政との間でスムーズに、サービスにつきましても協定を取り交わすことによってスイッチできたらというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 新たなワーキングプアが発生するようなことがないように、私、発言させてもらいましたが、その点についての答弁が残念ながらなかったんですよ。それは指定管理者の方にゆだねられるべきものであって、町はその部分については関与しないということでは、それは社会的に見ても無責任なことになるのではないかと思います。そこら辺の見解がなければいけないで結構です。

○委員長(木野春徳君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(水野正利君) ワーキングプアの問題については、確かに社会的な問題になっておりますが、今回の健康文化センターの指定管理者制度導入との関係からいくと、このワーキングプアの問題をここで議論することについてはいささか疑問がありますので、先ほど回答から除外させていただいたわけですが、大きくは日本の社会構造の変化、あるいは資本主義社会といいますが、ある意味でそうした中での問題が浮上してきておるといふふうにとらえております。

さりとて、大口町のみでこの問題を解決できるものではございませんので、今回の指定管理者制度導入に当たっては適正な給与体系での運営が維持できるよう業者への示唆はいたしていきたいというふうに考えております。

○委員長(木野春徳君) ちょっとここで休憩をいたします。

(午前11時10分)

○委員長(木野春徳君) それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前11時14分)

○委員長(木野春徳君) 健康課長。

○健康課長(河合俊英君) それでは、先ほどの損害賠償等の問題になろうかと思いますが、協定書の

中で基本的な部分としては、これはまだ条文の案の段階でございますが、指定管理者の故意または過失により物件の損傷、または滅失した場合については、損害賠償は乙の責任。それから第三者への対応ということで、こちらについても基本的には指定管理者が一義的には損害賠償の対応であります、リスク管理分担ということで、基本的な考え方ということで、そのあたりも協定書に盛り込んでいくとしておりますが、例えば事故等、そういったものの項目であります、利用者や第三者の賠償という項目がございまして、指定管理者としての注意義務を怠ったことによる損害、あるいは犯罪や事故等の発生の場合には、負担としては指定管理者が一義的な負担者となります。それから、上記以外の理由により損害を与えた場合は町の責任と。そういった個々に、リスク分担の基本的な考え方は、協定書の中に盛り込んでいくこととしております。

それからもう1点、従業員の方々の賃金体系等ということでございますが、中には関係法令遵守ということで、当然協定書の中にうたい込んでおりまして、個々の法令等には及んではおりませんが、そういった中で関係法令は遵守していただくということで、募集要項の中にも明記しておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私は何でワーキングプアの話をし出したかという、例えば指定管理者で、現実的には契約上は委託になるわけですけども、そういう中で一番メリットになるのは多分人件費だろうということを思っているんです。例えば貸し出しの受け付けをやられる方が何ヶ月もせんうちにやめてしまっていなくなっちゃったとか、そういうことではいかんと思うんですね。健康文化センターというのは町の顔ですからね。そういう意味では、やはりきちんと業務に携わる方が一定の待遇を保障していかないと、行くたびに担当者がかわっていくということになりかねないと思うんですね。そういうことではいかんのじゃないかということを思うんです。だから余計、住民から見てもそういうことはよくある話なんです。いろんな施設へ行って、行くたびにそこは人がかわっていくという施設がありますよね、どこということはこの場でよう申し上げませんが、そういうことでは、町の顔としての健康文化センターですから、そんなことがあってはいかんと思うんです。だから、働く人たちの待遇についてもきちっと考慮した委託契約でなければならないというふうに思うんです、そういう意味でも。

だから、今関係法令と言いましたけれども、最低賃金は愛知県は714円ですね。714円で2,000時間働いてもワーキングプアのボーダーラインでいう200万円にはとても届かないんですよ、現実の話は。そういう状況でも法令には違反していません。しかし、現実には社会現象としてワーキングプアというのはどんどん広がっている。そういうことでは、私は町の顔として、そういう中身についてきちんと協定をして、待遇面についても協定を結んでいくんだということをされた方がいいんじゃない

いかと思うんですけども、その点についての答弁も、今の答弁ではなかったと思います。

そういう点では非常に残念きわまりないし、できれば指定管理者というのはどうかなあということ
を改めて考えさせられました。以上です。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 指定管理者制度の導入につきましては、住民側からの目といいますか、
期待としましては、施設そのものの利用に対する付加価値の増加、さらには施設から受けるサービス
の向上、こういったことが大きな要因にあると考えております。こうした要因から逸脱しないような
内容で指定管理者制度が導入できますように、たまたまきょうは所管は健康課でございますが、指定
管理者制度そのものについては他の部局にもなっておりますので、正式な協定の締結に向けましては、
関係の部局と十分協議しまして、適正な協定になるような方法で持っていきたいと考えております。
よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 指定管理者制度というのは、いろんな問題がこれからも噴出してくるんじゃない
かと思っています。指定管理者制度にすることによってのメリットと言われますけれども、そのメ
リットがあるということは、職員の皆さんの努力によってちと取れるメリットも私はあると思うん
ですね。指定管理者に移行したからといって、即これは指定管理者のメリットですというふうに言えな
いと思いますし、指定管理者ができるのにどうして町の方で管理しておる間はそれができないんだと
いうことになるわけですね。もしそういうメリットだけに着目して物事を考えていきますとね。それ
は単に人員が不足しているから、そのメリットが生かせないんですというのが真実だと思うんですよ。
それだったらきちと人員をこういうところに配置して運営していけば、もっとメリットが生かせる
のであれば、わざわざ指定管理者にしなくてもできるんじゃないかと、究極突き詰めていくと、そう
いうことになるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、この指定管理者というのはいかに人
件費を削減していくか、究極の目標というのはここに尽きるんじゃないかというふうに思うんですね。
今の御答弁を聞いている中でね。

だから、私はこういう面については、きちと町の方でこれからも面倒を見ていかれる方が、さっ
きも第三者への対応ということがありましたけれども、協定書に盛り込んでいくということですが
でも、住民側から見ればどこに責任の所在があるのかということがはっきりするわけですので、でき
得れば町直営で、健康文化センターについてはこのまま管理をされた方が、私は住民の側から見ても
メリットがあると思います。以上です。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 指定管理者制度の導入によるといいますか、自治法上での位置づけが

された要因としましては、基本的には地方自治が目指す最少の経費で最大の効果を発揮するといった中での一つの手法として導入されたというふうに理解をいたしております。そういう観点からとらえますと、必ずしも悪い制度ではないというふうに考えておりますので、よろしく願います。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私も、必ずしもこの指定管理者制度そのものを全部悪く言うつもりはないんです。本当に町民の方々が自主的に管理していかれる部署においては、私は非常に有効だろうと思うんです。

ところが、その地域のみならず、こうした不特定多数の方々が利用される施設においては、非常に問題が生じてくるのではないかと思うんです。そういう意味では、本当に適材適所をよく考えて、指定管理者制度というのを検討されるのがいいのではないかというふうに思うんですね。

結局はコムスンの問題でもそうですけれども、要は人件費をいかに削減するのかという面で、どういう指定管理者が入ってくるのかというのはだれも教えてくれんものですから知りませんけれども、コムスンもそうですし、そういったところでは人件費をいかに抑制していくのかということでのぎを削っているわけですね。それでああいう問題も出てきたわけでありまして。そういう点では、非常に私は心配の種が尽きないということを申し上げておきます。以上です。

○委員長(木野春徳君) この指定管理者については本格的に実施するのは初めてですので、当然契約期間というのがあるわけですので、3年間の中でいろいろ検証されて、どうしても指定管理がなじまない、不都合があるというようなケースの場合には再度協議を持つようなことも含んでおいていただきたいと、私も個人的には思います。そういうことで、この件に関しては……。

(発言する者あり)

○委員長(木野春徳君) やっておられる方が違うので……。

○町長(酒井 鉄君) この件に関して、こだわりを持って議論していただいたんですけれども、12月の初めには決まってまいりました。また、この議会に上程をされるだろうというふうに思っておりますけれども、内容を見ても慎重に選んでいただけたと思っておりますし、今御心配いただくようなことはなかろうというふうに思っております。また具体化したときに議論をしていただくということをお願いをしたいと思っております。

○委員(吉田 正君) 具体化したときには議論できえへんね。

○町長(酒井 鉄君) だけど、ここではできんでしょう。具体化しておるんですよ、もう。

○委員長(木野春徳君) 指定管理者制度が導入されてよかったと言われるようにということをお願いするということで、この件についてはまとめさせていただきます。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(木野春徳君) それではほかにはないので、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(木野春徳君) 賛成多数ですので、議案第68号については可決すべきものと決定いたします。
続いて議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号) 所管分について、質問はありますか。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 障害者自立支援事業、12ページ、13ページで、ここでは1名の方の関係で補助金が出ておりますけれども、そもそも法律そのものですが、本当に障害者の人が自立していけるような世の中にしていくという目標が恐らくあるんだろうと思いますけれども、今のところどうですか。本当に社会復帰といいますか、仕事について自立していかれた人というのはおられるんですか。それだけ聞いておきます。

○委員長(木野春徳君) 酒井町長。

○町長(酒井 鉄君) 障害者自立支援法ができましたけれども、障害者を自立させるという、身体障害者、程度にもよるんでしょうけれども、障害者としてお預かりしている方々については、今の環境の中では自立はほとんどめどが立っていないわけでありまして。そういった状況の中で、自立ができる環境をつくっていくことが大切である。あるいは家族、あるいは周囲の者がですね。そういった形で今努力をしておりますので、家族とともに自立ができる、そういうことも考えつつ努力をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(木野春徳君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 障害者計画というのも立てられて、3年ぐらいをめどに就労等のめどを立てていく目標人員等々も決められているはずですね、たしか。障害者計画の中にそういう計画が盛り込まれているんですよ。やっぱりそれを目指していかないかんわけですが、しかしまだ大口町という地域も含めてそうですけれども、まだ本当に自立できるような環境になっていない。これが一番大きな問題ではないかというふうに思います。

障害のあるお子さんを持つ親御さんたちも、その点が一番悩みの種になっているところだと思うんですが、例えば予算をつけておけばいいということではなく、国を上回るような障害者対策というものを町としても打ち出さないか、いつまでたっても解決しないですよ、今の状況では。だから、本当にそこら辺は本腰を入れて、それぞれの自治体も頑張ってやらないと、いかんない

やないか。非常にそれを危惧するんです、今の状況では、国の言いなりでは、いかに国が負担する費用を軽減するか、そのことにしか頭が行っていないというふうには私は見れないものですから、そこはやはり市町村というのは住民の方を直接見る、実際に相手をする最前線ですので、一番今の状況をわかっていらっしゃる部署だと思うんですね。だから、そういう意味で、どんどん町長に対して予算の獲得をやっていただければいいんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ健康福祉部長さんも頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではほかにはないので、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）所管分について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第71号については可決すべきものと決定いたします。

続いて議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質問はありますか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今、国保の短期保険証とか資格証明書の件数は本会議で伺いましたが、滞納世帯は一体何件ありますか。

○委員長（木野春徳君） 保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 資料がちょっと古いので申しわけないですけども、滞納世帯数は343世帯であります。

○委員（吉田 正君） 5月31日現在でね。

○保険年金課長（吉田治則君） これは18年度末の状況であります。

○委員長（木野春徳君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないので、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 全員賛成ですので、議案第72号は可決すべきものと決定いたします。

続いて議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質問はありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（木野春徳君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 申しわけありません。私は後期高齢者医療制度そのものを撤回してほしいという立場でありますので、これそのものもお認めするわけにはいかない立場であることを申し上げておきます。以上です。

○委員長（木野春徳君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（水野正利君） 今の御質問でございますが、この制度につきましては既にことしの3月20日、愛知県知事の認可を得まして広域連合が発足し、新たな後期高齢者医療制度に向けて現在取り組んでおります。これにつきましても、全国すべての都道府県が広域連合を設置し対応しているというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（木野春徳君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（木野春徳君） それではないようですので、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（木野春徳君） 賛成多数ですので、議案第74号については可決すべきものと決定いたします。

以上で当委員会に付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会とさせていただきます。

（午前11時40分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

健康福祉常任委員会

委員長

木野春徳